### 2022年12月26日 女性支援法有識者会議意見

一般社団法人 Colabo 仁藤夢乃

# 議題(1)

1、Colabo とつながる女性たちからの新法に向けた意見

20 代女性からのビデオメッセージの他、以下の通り当事者の意見をお伝えします。

私は家に帰れなくて外で過ごしてた時、Colabo に声をかけてもらいました。バスカフェ に行った後、シェルターに泊まって今は一人暮らししています。外にいたとき、他に声をか けてきたのは男の人と、風俗店の人だけでした。

Colabo は自由で、ご飯を食べたりできる、くつろげる場所です。

今も家出したり、暴力から逃げてる子達はたくさんいて、歌舞伎町で知り合った子の中には14歳とかの子もいます。私も地方出身ですが、そういう子は都会だけではなくて、全国各地にいます。これ以上私たちと同じ想いをしたり、そんな辛い生活してほしくないなって思います。この法律がそうした女の子たちを助けるものになってほしいです。(20代女性)

Colabo には家に帰りたくない事情があって、行き場がない子がたくさんいます。家にいても家賃を払わされたり、食事を出してもらえなかったり、虐待されたりしてた子たちが、Colabo では自分の部屋で、今日食べるものや寝るところの心配をせずに暮らすことができる場所です。

これまで、Colabo のシェルターはそこに暮らす子たちしか知らない場所としてやってきたのに、今それを壊すようなことをする人が出ています。もし、シェルターの場所や活動場所がわかってしまうと、そこに押し寄せてくる人が絶対でてくるし、そしたら女の子たちはせっかく逃げてきたのに、行き場がなくなってしまいます。

Colabo が 10 代女性向けに夜の街で開催しているバスカフェのバスを切り付けられたのも悲しいし、女の子がそれを見たら、「世の中の大人ってやっぱりこういう人しかいないんだ」と思ってしまうと思います。こういう攻撃が放置される社会では、女の子たちも、助けを求めたくても、声をあげられなくなってしまうとも思います。

私たちのような、家に帰れなくて、児童福祉の枠組みからもこぼれ落ちて、性売買せざるをえなかった女の子はたくさんいます。そういう現状を知らない人たちは、一回新宿や渋谷に行ってみたらどうですかって思います。そこには家に帰れない女の子たちがいっぱいいて、そういう子たちを狙って声をかけ続けている買春者や性売買の業者がたくさんいます。

そういう人たちはしつこく若い女の子に声をかけていて、性売買の被害に遭っています。私 もその一人でした。

Colabo は自由で、たくさん失敗できる場所、あとから後ろ盾になってフォローしてくれる場所です。社会のなかでは、児童相談所とかでは、一度失敗しちゃうとその先の行き場がなくなったり、夜の世界に戻ったりするしかなくなってしまうことが多いけど、Colabo では失敗した時にも「さようなら」ではなくて、「こうしたらいいよ」ってアドバイスをくれたり、一緒に考えてくれたりするし。そういう大人と出会えたり、そういう大人の意見を聞けるのが Colabo だなって思います。今までの大人は、何か失敗したり嘘をつけば、すぐ引いてくれたかもしれないけど、それでやり過ごせたかもしれないけど、今までの人がそういう対応をしたのは「こいつに言っても仕方ないやん」みたいな諦めからだったと思うけど、Colabo の人は、なにかやらかしても信じ続けてくれます。

Colabo にいたら、いつもたくさんご飯でてくるし、「食べなよ、食べなよ」って言われて、気づいたら家にも食べ物がいっぱいになって、寝るところと食べ物には困らないし、児相の保護所なんかとは比べ物にならないくらい、窮屈じゃないです。行政は、あんまり好きじゃないけど、行政の人にも、女の子の安全を守るように、協力してほしいし、こうした活動が全国に広がるような法律にしてもらいたいです。(20代女性)

女性支援法ができたり、性搾取の問題に社会が目を向けはじめた今、やっぱりこういう時に Colabo が攻撃されるんだって思います。それは Colabo が性売買の被害者や性産業で働いていた女の子たちにとって一番近い存在だから攻撃されるんだと思うし、今の社会の闇だなって思います。そういう時に攻撃されるのは、女性団体で、若くて、性搾取に取り込まれやすい女の子のそばにいる団体なんだと思います。 2016年に児童買春の実態を伝える「私たちは『買われた』展」を始めた時にも、誹謗中傷はすごかったけど、今受けている嫌がらせでは、情報開示請求を悪用されて、シェルターの場所を特定しようとしたり、私たちの個人情報がさらされるのではないかと不安です。

例えば、医療費や食費は私たちが使ったお金だから、私たちが行っていた病院、通っている病院、どこで買い物をし、どこで生活しているのかが、行政に知られるのも正直怖いのに、全く知らない第三者に、そしてこうした攻撃をする人たちに情報開示請求によって知られるかもしれないことは、自分の命の危機と隣り合わせだと思います。Colaboでは、女の子たちの安心安全を第一に考えていて、そうした危険がないから安心してColaboにつながっている子も多いと思うし、そういうところに配慮ができているColaboだから、女の子たちに選ばれてきたんじゃないかなと思います。自分たちの居場所が、ただでさえ安全な場所が少ないなかで、せっかくつながってできた安心な場所や、安全に過ごせる場所が壊されていくのは涙が出るほど悔しいし、悲しいです。

私は10代のときに Colabo に繋がったから、今やっと社会で生きていくことができるようになっていて、あの頃、大人は信じられなかったし、向き合ってくれる人も誰もいない環境の中で生きていて、そこでやっと出会えたのが Colabo でした。同じ女性で、同性で、性的な関係を求められない対等な大人に出会えたことは、人生を左右する大きな出来事だったし、そのとき私は性売買をしていたから、他の大人からは配慮のない言葉や「それってどうなの」と言われることも多かったけど、Colabo はそういうことはなく、「じゃあこれからどう生きて行こうか」っていうのを考えてくれた場所でした。

今 Colabo が受けているようなさまざまな妨害によって、そういう場所が、今同じように苦しんでいる女の子たちになくなってしまうと思うと、命にかかわることだと思うし、その子の人生を左右することになると思います。

虐待や性暴力、性売買のなかにいたり、被害の経験があると、ただでさえ何を信じたらいいか分からないという状況で過ごしているのに、女性支援団体への攻撃が野放しになっている状況を見ると、せっかく信頼して安心できる場所ができたのに、そこすら疑うことになってしまうっていうことがあると思います。

Colabo には、虐待する親や、性売買業者から逃れてくる子たちが多くいて、私たちにとって、自分の居場所がわかってしまうことは、命にかかわる大事件だから。これまで何回も転居をしたり、いろんなものからいろんな形で逃げてきた子が多いから、Colabo のような活動を社会がどう守っていくのか、女の子たちの安全性についても、もっと想像できる社会になってほしいです。(20代女性)

- 2、各種通知の改正に向けた Colabo からの意見
- ●婦人相談所ガイドライン⇒新法に合わせて全面書き換えが必要であることを前提とする
  - 位置づけ:

「このガイドラインの位置づけは、技術的助言であり、法的拘束力を有する基準(最低基準)ではない」とされているが、新法による新たなナショナルスタンダードは何によってつくられるのか。現状、各県バラバラとなっている支援状況を変えるためには、ガイドラインの位置づけ変更が必要ではないか。

# 理念:

基本方針の対象者及び基本理念の文言を生かし、自立の概念についても必ず記載する。 児童は権利の主体として対応されるべきであり、「母子一体」の文言は削除する。

・婦人相談所の役割:基本方針の支援の内容を踏まえて書き換える。

- ・多様なルートからの依頼:民間団体からの依頼を追加する。
- ・多様な相談内容:性暴力や性虐待、性的搾取等の性的な被害について明記する。
- · 一時保護:

基本方針の一時保護を踏まえる。 支援対象者の状態増に応じた複数の一時保護所や委託先について記載する。

### · 広域的対応:

DV 被害者に限定せず、近隣県の施設利用ができるように明記する。 現在このように書いてあっても実施がされにくい現状を踏まえて、実効性のある書き 方にする必要がある。

・女性自立支援施設: 直接相談、事前見学、体験宿泊、一時保護を経ない直接入所等について明記する。

### ●婦人相談員相談支援指針

⇒「売春」「援助交際」等差別的な言葉の削除等、丁寧な見直しの必要がある。

# 主訴別の相談

- 2. 性暴力被害者
- ・刑法性犯罪規定改正とさらなる改正に向けての論点を踏まえて書き直すべき。
- ・緊急避妊薬に関する新しい知識も持って支援を行うようも盛り込むべき。

# 3. 売買春

- ・売買春→「性売買・性的搾取による被害」とするべき。
- ・「セーフティネットとして性風俗が機能している」など、実際にはそれが搾取のための手段となっているにもかかわらず、それが真のセーフティネットとして機能しているかのように書かれている等の問題のある記述を必ず修正し、性搾取構造を理解した上で新たな指針を作るべき。
- ・事例が古く、性搾取等の構造を理解せず対応しているように読めるものもあるため 相談支援に活かせるよう、事例を現状に合わせて更新する必要がある。
- ・妊娠の場合について、母子保健担当者や民間妊産婦支援団体との連携、女性自立支援 施設の利用についても記載する。(慈愛寮のように妊産婦専門ではない施設でも受け 入れ可能な場合がある)

# 4. 住居喪失者

- ・「若年女子」→「若年女性」とする。
- ・「〔若年女子〕家庭環境(性的虐待・暴力)からの家出や出会い系サイトだけではなく、 見知らぬ男性との携帯電話のトークだけで都会の雑踏の中に出てしまう若年女子が いる」等、実態を理解して書かれたものとは到底思えず、誤解と偏見に満ち溢れてい るため、全面的に変えるべき。

また「婦人相談員には直接本人から相談があることは少ないが、親等から相談を受ける場合が多い」とあるが、それも 若年女性とつながろうとこれまでしてこなかったことが原因であるため、民間団体との連携でみえてきた実態や支援のあり方について加えるべき。

# 5. 若年者

- ・4「若年女子」で述べたことと同じ。
- ・児相年齢の場合の、センター・女性自立支援施設の利用についても支援の狭間に置か れないために明記するべき。

#### 第IV部

民間女性支援団体との連携も入れる。

# ●女性相談支援センター設置要綱

現婦人相談所設置要綱は、すべて書き換えが必要。必置の女性相談支援員の位置づけがないので、必ず入れる必要がある。相談も一時保護所も女性相談支援員の仕事と明記したほうが良いのではないか。職員配置基準はないのか。居室は個室が原則と必ず入れるべき。

# ●女性自立支援施設運営指針

利用するかもしれない女性が読んで、どのようなところかイメージでき、自分の人権が守られると感じられるものにしてほしい。

# 議題② 「基本方針」

#### はじめに

# 1. これまでの経緯

しかしながら、同法に基づく婦人保護事業は、同法第34条第3項において「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護 更生」(※以降もたくさん出て来るが旧法の差別的な言葉はすべて「」にすべき)を 目的とするものであり、<mark>性売買等の性的搾取被害女性</mark>売春を行っている女性 (※「売春を行っている女性」という言葉自体が差別的であるため必ず修正すべき)をはじめ、困難な問題に直面している女性の福祉の増進や自立支援等の視点には欠けるものであった。

時代が下るにつれ、社会経済状況の急激な変化とともに、女性であることに起因して生活上の困難を抱える女性が顕在化してきたにもかかわらず、それに対応できる法制度がなく、女性の高学歴化や社会進出が進み、また、婚姻に関する意識や家族関係の変化により、(※婦人保護事業につながる女性は低学歴の場合が多いが、女性の社会進出等が悪く影響したかのように読み取れる。制度や支援の側が追いついて来なかった現状を説明すべき)女性の支援ニーズも多様化し、婦人保護施策は、その対象者を拡大していくこととなった。「売春」(※この言葉自体が差別的であり問題であることはこれまでの検討会でも指摘され続けているため「」をつけるか旧法に合わせて「売春をおこなうおそれのある女子」とするべき。)以外の、生活困難や家庭環境の問題等の課題を抱えた女性が婦人保護事業の現場において増加したこと等も受け、1970年には~(省略)婦人保護事業の対象が「売春を行うおそれのある女子」以外にも拡大された。

### 2. 方針のねらい

また、婦人保護事業による支援の対象者が拡充してきた中においてもなお、制度や施設等の利用に当たってはハードルが高いと感じられる部分があること、既存の支援内容がと支援対象者のニーズに合わないのミスマッチがあること(※支援制度と支援対象者双方の問題ではなく、既存の支援が不十分であったことを明記すべき)、婦人保護事業の存在等に関する周知が不足していること、地方自治体によって制度の利用に独自のルールが設けられている場合があること等を背景として、婦人保護事業は困難な問題を抱える女性への支援が重要な課題となっているにもかかわらず十分に活用されていない状況がある。

法は、「売春を行うおそれのある要保護女子」の「保護更生」を目的とした旧売春防止法第4章とは異なり、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性を施策の対象とし、それらの女性が自らの意思を尊重

されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としている。

# 第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

#### 7.まとめ

一時保護所への入所のハードルが高いこと、同伴児童と一緒に入所できない、携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、既存の支援内容がと支援対象者のニーズに合わないのミスマッチがあることが指摘されており(※支援制度と支援対象者双方の問題ではなく、既存の支援が不十分であったことを明記すべき)

# 第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

1. 法における施策の対象者及び基本理念

とりわけ、性売買売買春等 (※「売春」は女性差別的な言葉であるため新法の理念 に反するため必ず修正すべき) の性的搾取・性虐待・性暴力の被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの搾取等の構造から離れ、安心できる安定的な生活を確立し、心身の回復を時間をかけて図っていくことが必要である。

さらに、同条第3号は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を規定しており、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、<u>その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている。</u>(<u>※重要</u>)

#### 2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

基本計画が未策定の都道府県及び市町村に対しては、<u>国が助言等を行い、その策定</u> を促す。(※もう少し積極的に国がリーダーシップをとる一言が入れられないのか)

都道府県及び市町村は、国による調査研究や研修等、予算事業等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進、支援に係る人材の確保や養成及び資質の向上、<u>女性支援を行う民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努めるものとする。</u>(※重要)

# 3. 支援の基本的な考え方

旧売春防止法においては、婦人保護事業の対象者はあくまで「保護更生」を必要とする者として位置づけられており、支援対象者本人の意思の尊重や、本人の状況に応じた自立支援の重要性については明確に謳われてこなかった。

### 4. 支援に関わる関係機関等

# (1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターの前身は、旧売春防止法において「婦人相談所」として規定され、「要保護女子」の「保護更生」に関し、①相談に応じること、②必要な調査や判定、指導を行うこと、③「要保護女子」の一時保護を行うこととされていた。

女性相談支援センターは、支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を 適切に把握するためのアセスメントを個別のケースについて必ず行い、本人の希望 と意志を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討し、 実施する。

(※「評価と方向性の決定」という意味なのか。どういう意味で使っているのか確認したい。本人からのアセスメントではない意味なのか。「本人から聞き取りを行い、状況や意向を把握して共に考えていく」という意味ではなく、この下の文章にあるように「状況分析や支援内容の検討」=「支援方針を(本人の意思ではなく)支援機関が決める」という意味で使われているように感じる。また、個別のケースについて必ず、本人から直接女性相談支援センターが聞き取りと評価を行うという意味になると、何度も同じ話をさせられて本人にとっての負担が大きくなる可能性がある。市町村の女性相談員や民間団体等と連携しながら状況を把握するという意味になるようにするべき)

また、同センターは、関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たすものとする。女性相談支援センターにおいては、一時保護の有無にかかわらず、全ての支援対象者について、支援の方針を決定するためのアセスメントを行うことが重要である。

(※アセスメントは「市町村の婦人相談員と連携して行う」などとして、何度も相談者が同じことを聞かれたり話したりしなくて良いようにする必要がある。方向性

の決定という意味では、現在のようにセンターのみで「措置施設」を決定するなど ということにならないよう、市町村の女性相談員や民間の支援団体等が関わり、本 人が自ら選択できるようにする必要がある)

アセスメント行う際には、関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検 討会議や支援調整会議等を活用した状況分析や支援内容の検討が行われることが重 要である。

(※アセスメントを踏まえて、ケース会議等を行い本人の希望を踏まえて支援できるようにすることが重要なので誤解されないような書き方にする必要がある)

なお、法の施行により、売春防止法に基づきせいてされた「婦人保護事業実施要領」は廃止され、従来婦人保護施設実施要領に基づいて実施されていた「保護更生」のための「判定」や「行動観察」ではなく、困難な問題を抱える女性対する支援のためにアセスメントを行うこととする。アセスメントを行う際には、関係機関からの情報収集や分析、センター内のケース検討会議や支援調整会議等を活用した<u>状</u>況分析や支援内容の検討が行われることが重要である。(※本人主体であることをわかるようにする)

<del>さらに、女性相談支援センターは、市町村の女性相談支援員等が支援を実施するにあたり、スーパーバイズの役割を果たすことも期待される。</del>

(※なぜここでセンターが市町村に対して対等ではなく、上から目線になるのか。 このような書き方では、現状のような市町村がセンターにお伺いを立てるような運 営を変えられない。センター・市町村の双方へのスーパーパイズが必要である。)

# (2) 女性相談支援員

女性相談支援員の前身は、旧売春防止法において「婦人相談員」として規定され、「要保護女子」の発見、相談への対応、必要な指導等を行うこととされていた。

市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援(※こういう人たちがアセスメントにもしっかり関わる必要がある)また、女性相談支援員は、個別の相談者が抱える障害や疾病、暴力や虐待被害等

の経験等にも配慮しつつ、相談者の意思を勘案した支援ができるよう、アセスメン

トを行い、個別の支援計画の策定に参画する。(※重要。現在は相談者が婦人保護施設を利用したい場合、措置権限があるセンターが市町村の相談員や民間団体等を入れずにどの施設に「措置」するかを決めているため、運用を変えるべき。)

# (3) 女性自立支援施設

女性自立支援施設の前身は、旧売春防止法において「要保護女子」を収容保護~

# (4) 民間団体等

人材確保が困難であることや運営資金の確保が難しい団体があることや、民間団体が少ない地域もあることから、国及び地方公共団体は、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある既存の団体及び新規の支援団体の立ち上げに関する支援等を検討し、実施することが必要である。その際、性暴力や性虐待、性的搾取等の暴力等の構造から離れて生活することが必要であることを十分に理解し、性的搾取等の構造に再度取り込まれないように支援を行う意向のある団体を対象とすること。 (※必ず追記すべき)

# (8) 自立支援

就労等の日中活動支援:また、障害により一般就労が困難な者については、女性 自立支援施設における日中活動や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律(平成17年法律第123号)に規定する就労継続支援等の活用等も含 め、日中活動の確保を検討する。

生活支援:<u>なお、女性自立支援施設へ入所中の女性に対しては、本人の状況に応じて一般生活費の中から女性自身が金銭管理できるようにしていくことは、退所後の自立に向けた支援としても重要である。</u>

(※一般生活費は施設に対する措置費のようなものであり、施設が支援を行うために入所者のために使うお金であって、本人支給金ではない。この書き方では一般生活費の中から本人に施設がお金を渡し、それを本人が自由に使えるようにするということのように思えるが、施設によってその金額が違ったり、支給できないということになりうる。一般生活費を本人支給金に充てる場合は、金額の基準を明確にする必要がある)

# 6. 支援の体制

### (2) 民間団体との連携体制

なお、多様な民間団体の中には、団体内での性被害や、性搾取等の暴力の構造の 理解が不十分である等の問題を有する等必ずしも困難な問題を抱える女性に対する 支援として適切でない団体もあるとの指摘もあり、国及び地方公共団体は、当事者 や実績のある民間団体等からの情報を注意深く収集し、必要な場合は不適切な団体 の情報を適切に関係機関へ共有する等の対応が求められる。

また、連携団体の選定においては、性暴力や性虐待、性的搾取等の暴力等の構造から離れて生活することが必要であることを十分に理解し、性的搾取等の構造に再度取り込まれないように支援を行う意向のある団体を対象とすること。 (※必ず追記すべき)

# 7. 支援調整会議

さらに、会議の主催者は都道府県又は市町村自身が想定されるが、関係者においても必要と考える場合は主催者に開催を要請できるようにすること、状況に応じて情報共有のための個別ケース検討会議を柔軟かつ機動的に開催することや、調整を担当する者を<mark>市町村の女性相談支援員(不在の場合は担当窓口)と</mark>明確にし、特に緊急に新たな個別ケース会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすることが重要である。(※誰が担当するのかを明記したほうが良い)

### 8. 教育・啓発

また、学校教育との連携による性教育や性暴力被害、性暴力や性的搾取等の<u>加害防</u> <u>止等</u>に関する教育を推進する。国及び地方公共団体は、女性支援施策に関する一般市 民に対する教育・啓発、広報等に努める。 (<u>※重要である</u>)

# 10. 調査研究等の推進

加害の実態調査について盛り込むべき。 (※性搾取等の被害を生み出さないためには、加害の実態を把握し、対策を講じること、必要な支援等を検討することが不可欠である。そのため、買春者の実態調査や買春・性搾取に対する意識調査、性売買業者の実態調査などを行うべきであるため、加害の実態調査を行うことを明記すべき。)

# 第3 都道府県及び市町村が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

1. 計画策定に向けた手続 (2) 他の計画との関係

また、基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に規定する都道府県基本計画若しくは同条第3項に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画若しくは同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画の内容と併記し、一つの計画として策定することができる。その際は、法2条第3号は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を規定しており、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めていることの趣旨に従い本基本指針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要である。

(※新法では女性であることに起因する困難を抱える女性に対する支援に関するものなので、一体とせず、各計画との関連を示すようにするべきと考えるが、一体にせざるを得ない場合は、赤字を入れるべき)

# 議題③「政省令・告示し

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(案)

基本方針 第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉 事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において入所者の有する能力により 自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援<del>処遇</del>を行うよう努めなければならな い。

⇒「その有する能力により」という言葉が相談者にかかっているように読めるが、そうだとすれば大変な上から目線であり、自立支援施設の有する能力という意味だとしても読み間違える可能性があるため削除すべき。「自立」のみに重点が置かれているように読めるため、『人権が保障され、安心できる生活によって心身が回復され、社会において自立した生活を送るための支援を』と修正すべき。